

第6章 景観形成の実現に向けて（施策）

「街なみ環境整備事業」による官民一体となった景観づくり

景観は、官（行政）と民（地域住民や民間企業）の両方で一体となって進めていくことが重要となります。景観づくりにおける官民連携では、景観計画による景観形成を行っていくことに加え、補助事業による整備などによる重点的な景観づくりも進めていくことができます。

景観計画区域内で使用することができる補助事業を活用した景観づくりの手法例として「街なみ環境整備事業」を挙げます。

【街なみ環境整備事業(令和6年度時点での事業内容)】

街なみ環境整備事業は、国土交通省による補助事業です。

住宅が密集し、かつ生活道路などの地区施設が未整備であること、住宅などが良好な美観を有していないことなどにより住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設の整備や、住宅及び生活環境施設の整備など住環境の整備改善を行う地方公共団体や土地所有者などに対して助成される事業になります。

道路や公園などの公共施設の整備や修景をはじめ、コミュニティ施設などの生活環境施設の整備や街なみ景観整備として住宅の修景などにも助成されるため、景観形成の方針に沿った整備や修景に対して、「官」だけでなく「民」にも補助がつくことが特徴です。

協議会の活動の助成 [補助率:事業費の1/2]

- 勉強会、見学会、資料収集等

空家住宅等の除却 [補助率:事業費の1/2]



地区内の公共施設の整備 [補助率:事業費の1/2]

- 道路・公園等の整備
- 生活環境施設の整備
(集会所、地区の景観形成のために設置する非営利的施設等)
- 公共施設の修景
(道路の美化化、街路灯整備等)
- 電線地中化等

街なみ景観整備の助成 [補助率:事業費の1/2, 1/3]

- 住宅等の修景
(外観の修景の整備)
- 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用
(修理、移設、買取等)

1

2

3

4

5

6

7

▲街なみ環境整備事業概要(引用:国土交通省パンフレットより)